家畜保健衛生だより

令和元年度 第９号

**第８回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会の**

**検討結果について**

岐阜県及び愛知県の豚コレラ発生にかかる「第８回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会」において、主に23例目から28例目までの検討結果が報告されました。

農林水産省ＨＰ ☛ <http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/attach/pdf/index-253.pdf>

  ***検討会からの提言内容***

* 農場の境界にワイヤーメッシュ柵や電柵が設置されていなかった。
* 豚舎に防鳥ネットが適切に設置されていなかった。
* 豚舎内外に多数のネズミが確認された。
* 農場出入口において、工事関係車両の車両消毒を実施していなかった。
* 豚舎ごとの長靴の履き替えや作業着や手袋は使用されていなかった。
* 母豚を移動する際、豚舎外を歩かせていた。
* 給餌車は、石灰帯を通過するのみで、車輪の消毒等は実施せず豚舎に出入りしていた。

これらのことから、近隣の発生農場や感染野生イノシシからの豚コレラウイルスが、**人や車両、ネズミ等の野生動物を介して農場内に侵入**し、農場内が汚染された場合に、**豚の移動やネズミ等の野生動物、人や給餌車の出入りによって豚舎内に侵入した可能性**があると報告されました。

これらの提言を踏まえ、豚飼養農場におかれましては、次のような対応を実施し、豚コレラウイルス等の侵入防止の徹底をお願いします。

*１ 全ての地域の豚飼養農場が対応すること*

1. 豚舎周囲の除草や木の伐採により緩衝帯の設置、豚舎内外の整理・整頓・清掃等により、**ネズミ等の野生動物が接近しにくい環境にする**。
2. 飼料タンク下や飼料輸送中の餌こぼし防止のための清掃消毒、死亡豚や家畜排せつ物、資材保管場所への野生動物侵入防止対策により、**野生動物を農場内に誘引しないようにする**。
3. 豚舎内のネズミの駆除や豚舎開口部への防鳥ネットの設置等により、**豚舎内への野生動物の侵入防止対策を行う**。

裏面へ

**神奈川県湘南家畜保健衛生所**

**〒259-1215 平塚市寺田縄345**

**TEL　０４６３－５８－０１５２　　FAX　０４６３－５８－５６７９**

* **平時から丁寧な臨床観察を徹底し、異状が認められた場合には、早期通報をお願いします（豚コレラの特定症状は裏面をご覧ください）。**
* **飼養者が立入る頻度が高い分娩舎等においては、清掃・消毒・手洗い等を徹底するとともに、専用長靴を使用しましょう。**
* **ネズミ等の野生動物対策に万全を期すため、日頃から殺鼠剤の散布や、消毒効果を考慮して、豚舎周囲を含め、農場敷地内に消石灰の散布を行いましょう（また、ネズミを狙ってやってくる野生動物等に対して、隠れ家を与えてしまわないためにも、豚舎周囲の片づけや除草を実施し、不要なものは廃棄しましょう）。**
1. 農場や豚舎の出入口付近や周辺の消毒、農場に出入りする工事車両や農場の従業員の車両を含めた**全ての車両の洗浄・消毒を徹底する**。
2. 畜舎内での作業を行う者は出来るだけ限定する。
3. 従業員に対し、消毒や作業手順について要点を文書化して定期的に教育や訓練を行う。
4. と畜場への生体出荷車両については、と畜場や農場での車両内外、特に**運転席の消毒の徹底、運転手の更衣や長靴の交換等を引き続き実施する**。
5. 今回の豚コレラは典型的な症状が出にくい場合があることから、発熱、元気消失、食欲減退、流死産や結膜炎等の症状が認められた場合には、**家畜保健衛生所に早期通報を行う**（農場の全従業員に対し周知徹底する）。
6. 農場に出入りしている飼料運搬事業者、死亡獣畜運搬事業者等に対して、**農家出入口での車両消毒（乗降ステップやアクセル・ブレーキペダルを含む）及び更衣等の励行、場内で下車する際にはブーツカバーを装着**（又は農場専用の足置きマットの利用）**してもらう**。

防疫上の情報として、すでに飼料業者名をお聞きしていますが、あわせて、飼料を運搬している業者名もお聞かせください。

*２ 感染イノシシが生息している周辺地域の豚飼養農場が対応すること*

*～野生イノシシの感染地域は拡大傾向のため、今後のことを考えて対応を！～*

1. **衛生管理区域の境界における防護柵の設置により、イノシシほか野生動物の農場への侵入防止対策を徹底する**。

**県の防護柵設置の事業へ参加される方へ**

県養豚協会への書類提出はお早めに！

また、県養豚協会から設置OKの連絡が　きたら、早めの着工を！

**（参考マニュアル）**

[**http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/manyuaru/manual\_inosisi\_sika\_saru\_jissen/inosisi\_sika\_saru\_jissen.html**](http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/manyuaru/manual_inosisi_sika_saru_jissen/inosisi_sika_saru_jissen.html)

1. 豚舎周囲・農場周囲に定期的に石灰を散布し、ネズミ等の野生動物が接近しにくい環境にする。
2. 豚舎に入る際には、踏込消毒槽の利用だけでなく、豚舎ごとに専用の長靴を使用するとともに、立入前の手洗いや手指の消毒をこまめに行う。
3. 豚舎間で豚を移動させる際には、豚舎外を直接歩かせることは避け、洗浄・消毒済みのケージを使用する。やむを得ず豚舎外を歩かせる場合は、豚を歩かせる前に通路の洗浄・消毒を徹底する。
4. 手押し車等の器具類は、豚舎内へ持ち込まず、やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒を徹底し、豚房の中には入れない等の対策を行う。
5. 感染イノシシの生息している地域に所在する等、一定の感染リスクが認められる地域から、ウイルスに汚染される可能性がある畜産資材を導入する場合には、野生イノシシが接触しないよう管理を徹底するとともに、運搬車両の消毒、当該資材の消毒や一定期間保管等によるウイルスの不活化等の対策を行う。